

様式 9

グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証委員会殿認定グリーンエネルギーCO₂削減計画の変更申請書

2024年9月5日

(申請者※) 日本自然エネルギー株式会社

代表取締役社長 加藤 圭輝



認定グリーンエネルギーCO₂削減計画の申請内容の変更について、下記の通り申請いたします。

認定グリーンエネルギーCO₂削減計画の概要

認定番号	15-P-001	認定年月日	2015年10月23日
発電種別	太陽光発電		
計画名	太陽光を利用した発電によるCO ₂ 排出削減		
申請者	日本自然エネルギー株式会社		
発電所名	さぬき市みどり太陽光発電所		
発電所所在地	香川県さぬき市志度2861番地		
設備容量	200kW		
検証機関名	一般財団法人 日本品質保証機構		

申請内容 (該当する項目に○をつける)

1. 届出内容の変更 2. 認定の廃止 (廃止日: 年 月 日)

変更対象項目	変更前	変更後
発電事業者	株式会社広真印刷社	株式会社 広真
設備容量	200kW	200kW
運転開始日	2011年3月	2024年4月22日
提出資料		
・社名変更のお知らせ		
・全体平面図		
・仕様書 (トランス盤)		
・仕様書 (パワコン)		
・仕様書 (モジュール)		
・単線結線図 (更新前)		

- ・単線結線図（更新後）
 - ・太陽光発電業務委託契約書（写）
 - ・発電設備の電力系統連系に係る覚書（写）
- （計画認定時に提出された申請資料のうち変更となる項目を含む資料名を記入の上、当該資料を添付すること）

変更理由

- （変更の経緯を含め詳細理由を記載すること。また、内容変更年月日、誤りを確認した年月日を併せて記載すること。）
- ・社名変更による発電事業者名の変更
 - ・発電設備の更新（全取り替え）により運転開始日が変更となることから、変更の申請をいたします。

※申請者を変更する場合には、押印欄を追加して 新旧の申請者名記載し、捺印すること

以上

検証結果報告書

2024年 9月 20日

日本自然エネルギー株式会社
代表取締役社長 加藤 圭輝 殿

東京都千代田区神田須田町1-25
JR 神田万世橋ビル
(名称) 一般財団法人日本品質保証機構
理事 浅田



一般財団法人日本品質保証機構は、日本自然エネルギー株式会社が作成した「認定グリーンエネルギーCO₂削減計画の変更申請書」(排出削減事業の名称:太陽光を利用した発電によるCO₂排出削減、日付2024年9月5日)について、「グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度運営規則」(2024年3月8日経済産業省・環境省)に基づいて独立の立場から検証を行った結果、別添「検証結果概要書」のとおり、全ての点において適正であると認めます。

検証結果概要書

一般財団法人日本品質保証機構

1. グリーンエネルギーCO₂削減計画の概要

グリーンエネルギーCO ₂ 削減計画名	太陽光を利用した発電によるCO ₂ 排出削減
グリーンエネルギーCO ₂ 削減計画申請者名	日本自然エネルギー株式会社
事業実施場所	香川県さぬき市志度 2861 番地
事業の概要	さぬき市みどり太陽光発電所
グリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量の計画	計画変更段階では保有予定者名は全て未定。
事業期間	計画変更認定日～
方法論	EPC = EPG - EPS - EPA EMP = (EPS + EPC) × CEFelectricity,t

2. 検証結果

- 認定済グリーンエネルギーCO₂削減計画の変更。認定番号 15-P-001。認定日 2015 年 10 月 23 日。
- 本事業のグリーン電力設備認定日は、2010 年 3 月 11 日、認定番号 09P235。
- 発電設備の全取り替え（更新）による設備変更。容量の変更はないが、設備の全交換のため、運転開始日を更新している。更新前運転開始日 2011 年 3 月、更新後運転開始日 2024 年 4 月 22 日。
- 社名変更にもなう発電事業者名の変更。
- グリーン電力設備変更申請時の審査資料を確認し、今回提出されている「認定グリーンエネルギーCO₂削減計画の変更申請書」に審査内容が反映されていることを確認。

上記のとおり、本申請に基づく、グリーンエネルギーCO₂削減計画がグリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度運営規則に定める要件および方法論に適合しているものと判断できる。

(添付資料)

- ・ 3. の各項目の根拠資料
 - 1) グリーンエネルギーCO₂削減計画変更申請書（様式 9）
 - 2) 事業リスト（様式 1-2 別紙 1）
 - 3) グリーン電力の認定済発電設備の変更申請時に提出された申請書

グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証委員会殿認定グリーンエネルギーCO₂削減計画の変更申請書

2024年9月5日

(申請者※) 日本自然エネルギー株式会社

代表取締役社長 加藤 圭輝



認定グリーンエネルギーCO₂削減計画の申請内容の変更について、下記の通り申請いたします。

認定グリーンエネルギーCO₂削減計画の概要

認定番号	13-W-001	認定年月日	2013年12月27日
発電種別	風力発電		
計画名	風力を利用した発電によるCO ₂ 排出削減		
申請者	日本自然エネルギー株式会社		
発電所名	銚子屏風ヶ浦風力発電所		
発電所所在地	千葉県銚子市小浜町1430番地		
設備容量	1,500kW		
検証機関名	一般財団法人 日本品質保証機構		

申請内容 (該当する項目に○をつける)

1. 届出内容の変更 2. 認定の廃止 (廃止日: 年 月 日)

変更対象項目	変更前	変更後
発電設備所在地	千葉県銚子市小浜町 1430 番地	千葉県銚子市小浜町 1430 番地 5
発電事業者	(名称) 日本風力開発株式会社 (所在地) 東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号	(名称) イオスエンジニアリング & サービス株式会社 (所在地) 東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号
電気価値購入者		日本卸電力取引所 (JEPX)
数値の根拠 (提出書類等)	グリーン電力受け入れ実績報告書	特高・高圧発電者の仕訳後の電力量 のお知らせ
提出資料	・不動産登記	

- ・コールオプション行使に関する通知書
 - ・受渡契約の登録申請書
 - ・スポット取引計算書兼売買手数料清算書
 - ・発電量調整供給申込受付のお知らせ
 - ・特高・高圧発電者の仕訳後の電力量のお知らせ
- (計画認定時に提出された申請資料のうち変更となる項目を含む資料名を記入の上、当該資料を添付すること)

変更理由

(変更の経緯を含め詳細理由を記載すること。また、内容変更年月日、誤りを確認した年月日を併せて記載すること。)

- ・再稼働にともない、各種情報，エビデンス変更があったため。

※申請者を変更する場合には、押印欄を追加して 新旧の申請者名記載し、捺印すること

以上

グリーンエネルギーCO₂削減等計画書1 グリーンエネルギーCO₂削減計画1. 1 グリーンエネルギーCO₂削減計画の名称

風力を利用した発電による CO₂ 排出削減

1. 2 グリーンエネルギーCO₂削減計画に関わる設備（詳細）

別紙 1 「本計画におけるグリーンエネルギーCO₂削減事業リスト」 1. 参照。

1. 3 グリーンエネルギーCO₂削減計画に適用される方法論

注 1) 本計画に適用される方法論にチェックすること。

チェック	種別方法論 番号	種別方法論名称
<input checked="" type="checkbox"/>	P001	風力発電
<input type="checkbox"/>	P002	太陽光発電
<input type="checkbox"/>	P003-1	バイオマス発電（鶏糞、バガス等）
<input type="checkbox"/>	P003-2	バイオガス発電
<input type="checkbox"/>	P003-3	木質バイオマス発電
<input type="checkbox"/>	P004-1	河川に設置する新設水力発電
<input type="checkbox"/>	P004-2	既設設備等に付加して設置される水力発電
<input type="checkbox"/>	P004-3	離島の河川に設置された既設水力発電
<input type="checkbox"/>	P005	地熱発電
<input type="checkbox"/>	H001-1	太陽熱（強制循環式給湯用ソーラーシステム（単独供給方式））
<input type="checkbox"/>	H001-2	太陽熱（強制循環式給湯用ソーラーシステム（複数供給方式））
<input type="checkbox"/>	H001-3	太陽熱（太陽熱利用セントラルシステム（給湯・暖房））
<input type="checkbox"/>	H002-1	バイオマス熱（木質バイオマス熱利用システム）
<input type="checkbox"/>	H002-2	バイオマス熱（木質バイオマス蒸気供給施設（熱電供給システム））
<input type="checkbox"/>	H002-3	バイオガス熱
<input type="checkbox"/>	H002-4	バイオマス熱供給施設
<input type="checkbox"/>	H003	雪氷エネルギー（熱交換冷水循環式雪氷エネルギー施設）

1. 4 方法論で定める要件への適合性

別紙 2 ①「グリーン電力要件チェックリスト」参照。

1. 5 グリーンエネルギーCO₂削減相当量の算定

注 1) 「グリーン電力種別方法論」又は「グリーン熱種別方法論」の 4. グリーンエネルギーCO₂削減相当量の算定方法を記載すること。

$$E_{wc} = E_{wg} - E_{ws} - E_{wa}$$

$$EMW = (E_{ws} + E_{wc}) \times CEF^{\text{electricity,t}}$$

記号	定義	単位
Ews	風力発電実施期間における系統への販売電力量	kWh
Ewc	風力発電実施期間における自家消費電力量	kWh
EWG	風力発電実施期間における発電電力量	kWh
EwA	風力発電実施期間における発電補機消費電力量	kWh
EMW	風力発電実施期間における排出削減量	kgCO ₂
CEFelectricity,t	風力発電実施期間における電力の二酸化炭素排出係数	kgCO ₂ /kWh

1. 6 J-クレジット制度への申請又は登録の有無

申請中（未登録）	<input type="checkbox"/>	登録	<input type="checkbox"/>	申請・登録なし	<input checked="" type="checkbox"/>
----------	--------------------------	----	--------------------------	---------	-------------------------------------

注1)「申請中（未登録）」又は「登録」のどちらかを選択した場合はどのようにして重複を排除するのかを記載すること。

1. 7 非化石価値取引市場への申請又は登録の有無

申請中（未登録）	<input type="checkbox"/>	登録	<input type="checkbox"/>	申請・登録なし	<input checked="" type="checkbox"/>
----------	--------------------------	----	--------------------------	---------	-------------------------------------

注1)「申請中（未登録）」又は「登録」のどちらかを選択した場合はどのようにして重複を排除するのかを記載すること。

2 グリーンエネルギー運営・管理計画

2. 1 各グリーンエネルギーCO₂削減事業の実施者によるモニタリング方法及び報告方法

注1) 各グリーンエネルギーCO₂削減事業の実施者におけるモニタリング方法、及び当該実施者から運営・管理者への報告方法（体制）を記載すること。

注2) 各グリーンエネルギーCO₂削減事業のモニタリング責任者及び実施者については別紙1「本計画におけるグリーンエネルギーCO₂削減事業リスト」3. 参照。

(1) グリーンエネルギーCO₂削減事業実施者（発電事業者）

【1】 毎月末または毎四半期末において、モニタリング実施者およびモニタリング責任者にて、日報・月報・メーター写真・検針票・その他関連資料など、グリーン電力発電電力量を算出するために必要となる資料を作成する。

【2】 毎月初めまたは毎四半期初めにおいて、メール・FAX・郵送などにより、グリーンエネルギーCO₂削減事業実施者より運営・管理者へ報告する。

(2) 運営・管理者（証書発行事業者：日本自然エネルギー（株））

【1】 グリーンエネルギーCO₂削減事業実施者から受領したデータをもとに、各四半期のグリーン電力発電電力量を算出する。

【2】 算出したグリーン電力発電電力量について、検証機関による検証終了後、グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証委員会事務局へ報告する。

なお、グリーン電力発電電力量の計量体制を様式1-2別紙添付に示す。

2. 2 モニタリングの対象及び方法

注1)「グリーン電力種別方法論」又は「グリーン熱種別方法論」の5. 算定根拠に係るモニタリング方法に掲げられている記号と、それに係る定義、単位、モニタリング方法を記載すること。

記号	定義	単位	モニタリング方法
Ews	風力発電実施期間における系統への販売電力量	kWh	検定済み電力計による計測
Ewg	風力発電実施期間における発電発電電力量	kWh	検定済み電力計による計測
Ewa	風力発電実施期間における風力発電補機消費電力量	kWh	電力量計による計測又は補機容量に稼働時間を乗じた値
CEFelectricity,t	風力発電実施期間における電力の二酸化炭素排出係数	kgCO2/kWh	デフォルト値を使用 $CEFelectricity,t = Cmo \cdot (1-f(t)) + Ca(t) \cdot f(t)$ ここで、 t:事業開始日以降の経過年 Cmo: 限界電源二酸化炭素排出係数 Ca(t): t年に対応する全電源二酸化炭素排出係数 f(t): 移行関数 $f(t) = \begin{cases} 0 & [0 \leq t < 1 \text{ 年}] \\ 0.5 & [1 \text{ 年} \leq t < 2.5 \text{ 年}] \\ 1 & [2.5 \text{ 年} \leq t] \end{cases}$

3 グリーンエネルギーCO₂削減相当量配分計画

3. 1 グリーンエネルギーCO₂削減相当量保有予定者に関する情報

別紙3「グリーンエネルギーCO₂削減相当量配分計画」1. 参照。

3. 2 環境価値が除かれた電気価値・熱価値の帰属先に関する情報

別紙3「グリーンエネルギーCO₂削減相当量配分計画」2. 参照。

グリーン電力要件チェックリスト

グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証委員会 御中

(住所) 東京都品川区西五反田二丁目27番3号

(名称) 日本自然エネルギー株式会社

(代表者役職) 代表取締役社長 加藤 圭輝



申請中の「グリーンエネルギーCO₂削減計画認定申請書」(排出削減事業の名称: 風力を利用した発電によるCO₂排出削減)については、以下のとおりグリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度

運営規則グリーンエネルギーCO₂削減相当量算定方法論3. 1 (2) に定めるグリーン電力の要件に適合していることを証明します。

項目	基準の概要	適合説明	関係法令表での該当番号・備考
2-3-1 発電方式	以下の条件を全て満たす再生可能エネルギーによるものとする。 (1)化石燃料・原子力による発電でないこと (2)温室効果ガス、および硫黄・窒素酸化物等有害ガスの排出がゼロまたは著しく少ないこと	本件は、風力による発電設備であり、左記(1)(2)の要件ともに満たしている。	
2-3-2 発電電力量	電力量の測定が的確に行われており、かつ以下のいずれかに該当するものとする。 (1)電力系統に供給されている (2)補機類での消費を除く所内消費	検定済み電力量計が取り付けられており、発電電力量を的確に測定できる。 売電分を対象とし、左記(1)に該当する。	

2-3-3 追加性要件	グリーン電力の取引によって設置、もしくは維持されて発電しているもの。またはグリーン電力の取引が他設備のグリーン電力拡大に貢献しているもの	グリーン電力の取引行為は、今後の運営に関するコスト負担について有意な貢献を行うことが想定される。※追加性要件(b)に該当する。	
2-3-4 環境価値の帰属	認証されたグリーン電力の価値がグリーン電力価値の購入者たる顧客に帰属することを示さなければならない。	電気以外の価値がグリーン電力の購入者たる顧客に帰属することを、発電者と弊社(日本自然エネルギー(株))で契約上担保している。 また、Jクレジット、非化石価値取引市場等の環境価値の譲渡に係る制度との重複はない。	風力発電業務委託契約書(写)
2-3-5 環境の影響評価	生態系、環境等への影響について適切な評価・対策を行っていること。また以下の内容について検証機関に報告をしていること。 (1)環境への影響評価 (2)個別の発電方式ごとに検証機関が定める環境モニタリング	環境影響評価については、発電設備設置に伴う影響を調査したが、特記すべき課題はない。	銚子屏風ヶ浦風力発電所事前環境調査まとめ
2-3-6 社会的合意	立地に対する関係者との合意に達していることとし、その内容について報告をしなければならない。	周辺住民は了解しており、近隣からの苦情等は特にない。	
2-3-7 情報の公開	(1)グリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量認証委員会に提出された資料は、公表されることを了承する。 ^{※1} (2)顧客に対して、グリーン電力に関する十分な情報が開示されていることとし、その開示状況を検証機関に報告する。	了承します。ただし、個人情報・企業秘密情報を除く。	

※1・・・個人情報等の理由により非公開扱いとする場合は資料にその旨を明記すること。

関係法令表

番号	関係法令等 ^{※2}	手続き状況 ^{※3}	備考	
1	電気事業法	工事計画届出	届出済み	工事計画届出書(写)
		保安規定届出	該当しない	
		主任技術者選任	該当しない	
		使用前安全管理審査	該当しない	
		溶接安全管理審査	該当しない	
2	電力会社との系統連係協議及び電力受給契約	協議済み	系統連系技術検討(回答)	
3	RPS 法	該当しない		
4	FIT 法	該当しない		
5	エネルギーの使用の合理化に関する法律	該当しない		
6	国土利用計画法	該当しない		
7	騒音規制法	銚子市条例「その他の区域に該当」。騒音調査を実施し、基準値を下回ることを確認。	銚子屏風ヶ浦風力発電所事前環境調査まとめ	
8	振動規制法	該当しない		
9	労働安全衛生法	該当しない		
10	建築基準法	届出済み	銚子屏風ヶ浦風力発電所事前環境調査まとめ	
11	消防法	該当しない		
12	高圧ガス保安法	該当しない		
13	熱供給事業法	該当しない		
14	農地法	該当しない		
15	都市計画法	該当しない		
16	大気汚染防止法	該当しない		
17	悪臭防止法	該当しない		

18	水質汚濁防止法	該当しない	
19	肥料取締法	該当しない	
20	工場立地法	該当しない	
21	森林法	該当しない	
22	建設工事に関わる資材の再資源化等に関する法律	該当しない	
23	ダイオキシン類対策特別措置法	該当しない	
24	航空法	届出済み	銚子屏風ヶ浦風力発電所事前環境調査まとめ
25	自然公園法	該当しない	
26	河川法	該当しない	
その他(景観条例・地元との協議等)			
.			

※2・・・記載する内容等については追加要件を参照のこと。

※3・・・可能ならば申請書類の受理番号や時期等について記入のこと。

その他(検定済計量器の設置について)

設置の有無	有の場合※4	無の場合※5	備考
有・無	有効期限:2027年6月	設置予定年月: 年 月	

※4・・・設置済みの場合は、単線結線図に明示し、検定マーク(有効期限)を含んだ計量器の写真を添付すること。

※5・・・設備認定後に検定済計量器へ変更する場合は、検定済計量器による電力量の測定を開始した時点からのグリーン電力量認証の対象とする。

その他(補助金等の公的助成について)

助成の有無	有の場合※6		
	助成機関の名称	補助金等の名称	補助率(%)
無※7			

※6・・・複数の助成を受けている場合には、それぞれに分けて記載すること。

検証結果報告書

2024 年 9 月 20 日

日本自然エネルギー株式会社
代表取締役社長 加藤 圭輝 殿

東京都千代田区神田須田町 1 - 2 5
JR 神田万世橋ビル
(名称) 一般財団法人日本品質保証機構
理事 浅田 純男



一般財団法人日本品質保証機構は、日本自然エネルギー株式会社が作成した「認定グリーンエネルギー CO₂削減計画の変更申請書」(排出削減事業の名称：風力を利用した発電による CO₂ 排出削減、日付 2024 年 9 月 5 日) について、「グリーンエネルギー CO₂削減相当量認証制度運営規則」(2024 年 3 月 8 日経済産業省・環境省) に基づいて独立の立場から検証を行った結果、別添「検証結果概要書」のとおり、全ての点において適正であると認めます。

検証結果概要書

一般財団法人 日本品質保証機構

1. グリーンエネルギーCO₂削減計画の概要

グリーンエネルギーCO ₂ 削減計画名	風力を利用した発電による CO2 排出削減
グリーンエネルギーCO ₂ 削減計画申請者名	日本自然エネルギー株式会社
事業実施場所	千葉県銚子市小浜町 1430 番地
事業の概要	銚子屏風ヶ浦風力発電所
グリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量の計画	計画変更段階では保有予定者名は全て未定。
事業期間	計画変更認定日～
方法論	$EWC = EWG - EWS - EWA$ $EMW = (EWS + EWC) \times CEF_{Electricity,t}$

2. 検証結果

- 認定済グリーンエネルギーCO₂削減計画の変更。認定番号 13-W-001。認定日 2013 年 12 月 27 日。
- 本事業のグリーン電力設備認定日は、2001 年 11 月 29 日、認定番号 01W001。
- 再稼働に伴う、発電事業者の変更およびエビデンスの変更。この変更は、FIT 期間満了をうけ、発電事業者の変更により系統売電分の環境価値をグリーン電力証書化するものである。
- グリーン電力設備変更申請時の審査資料を確認し、今回提出されている「認定グリーンエネルギーCO₂削減計画の変更申請書」に審査内容が反映されていることを確認。

上記ならびに以下に示す実施した検証手続の概要のとおり、本申請に基づく、グリーンエネルギーCO₂削減計画がグリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度運営規則に定める要件および方法論に適合しているものと判断できる。

3. 実施した検証手続の概要

事業が日本国内で実施されること	事業リスト（様式 1-2 別紙 1）に記載の発電所所在地、およびグリーン電力設備認定申請時に提出されたグリーン電力発電設備概要書等の記載住所等により国内実施を確認。
方法論で定める要件を満たすグリーンエネルギーで構成されていること	「グリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量算定方法論」のグリーン電力の要件ならびに「グリーン電力種別方法論（風力を利用した発電による CO ₂ 排出削減）」の適用条件全てを満たすことを「グリーン電力要件チェックリスト（様式 1-2 別紙 2）」の適合説明により確認。

<p>方法論に基づいて実施されること</p>	<p>「グリーンエネルギーCO₂削減等計画書（様式 1-2）」に記載されている「グリーンエネルギー運営・管理計画」の2. 2のモニタリング方法の記載内容が方法論に基づいていることを「グリーン電力種別方法論（方法論名記載 P001 風力発電）」にて確認。また、グリーン電力設備変更申請時の審査資料でモニタリング方法が妥当かを確認。</p>
<p>計画に掲げられた全てのグリーンエネルギーCO₂削減事業が、J-クレジット制度及び非化石価値取引市場に登録されていないこと</p>	<p>「グリーンエネルギーCO₂削減等計画書（様式 1-2）」1.6により、「J-クレジット制度への申請又は登録の有無」が「申請・登録なし」となっていることを確認。同 1.7により「非化石価値取引市場への申請又は登録の有無」が「申請・登録なし」となっていることを確認。 また、あわせて「グリーン電力要件チェックリスト（様式 1-2 別紙 2①）」の 2-3-4 環境価値の帰属により、環境価値が、グリーン電力の購入者たる顧客に帰属することを、契約上、担保されていることの記載を確認。</p>
<p>グリーンエネルギーCO₂削減計画に基づく事業を実施する者との合意に基づいて、適切に運営・管理がなされるものであること</p>	<p>「グリーンエネルギーCO₂削減等計画書（様式 1-2）」2.1 グリーンエネルギー運営・管理計画により、グリーンエネルギーCO₂削減計画に基づく事業を実施する者との合意に基づいて、適切な運営・管理がなされるものと判断できる。</p>
<p>グリーンエネルギーCO₂削減計画に基づく事業の適切かつ円滑な実施のために必要となる情報を、記録・管理することとされていること</p>	<p>「グリーンエネルギーCO₂削減等計画書（様式 1-2）」2.1 グリーンエネルギー運営・管理計画により、月次または毎四半期において、モニタリング実施者にてモニタリングデータの計測および算出のための資料を作成し、運営・管理者たる申請者へ報告されることを確認。 また、必要となる提出書類もグリーン電力設備変更申請時の審査資料により明確になっている。</p>
<p>上記の記録・管理方法及び体制を示す文書（グリーンエネルギー運営・管理計画）が作成されていること</p>	<p>「グリーンエネルギーCO₂削減等計画書（様式 1-2）」2.1 グリーンエネルギー運営・管理計画が、当該文書であることを確認。</p>
<p>グリーンエネルギーCO₂削減計画に基づく事業より生じるグリーンエネルギーCO₂削減相当量の配分予定先を示す文書（グリーンエネルギーCO₂削減相当量配分計画）が作成されていること</p>	<p>グリーンエネルギーCO₂削減計画に基づく事業より生じるグリーンエネルギーCO₂削減相当量の配分予定先については、グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証申請時の「グリーンエネルギーCO₂削減相当量配分計画」の記載内容により確認する予定である。</p>

(添付資料)

・ 3. の各項目の根拠資料

- 1) グリーンエネルギーCO2 削減計画変更申請書 (様式 9)
- 2) グリーンエネルギーCO2 削減等計画書 (様式 1-2)
- 3) 事業リスト (様式 1-2 別紙 1)
- 4) 計量体制 (様式 1-2 別紙 1 添付の項目 1)
- 5) モニタリング方法および提出書類 (様式 1-2 別紙 1 添付の項目 2)
- 6) グリーン電力要件チェックリスト (様式 1-2 別紙 2①)
- 7) グリーンエネルギーCO2 削減相当量配分計画 (様式 1-2 別紙 3)
- 8) グリーン電力設備変更申請時に提出された書類一式

グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証委員会殿認定グリーンエネルギーCO₂削減計画の変更申請書

2024年 9月 5日

(新申請者※) 八千代エンジニアリング株式会社

取締役執行役員 事業開発本部長

山中 健二郎 印

(現申請者※) デジタルグリッド株式会社

代表取締役社長

豊田 祐介 印

認定グリーンエネルギーCO₂削減計画の申請内容の変更について、下記の通り申請いたします。

認定グリーンエネルギーCO₂削減計画の概要

認定番号	23-B1-001	認定年月日	2023年10月13日
発電種別	バイオマス発電（鶏糞、バガス等）		
計画名	廃棄物を利用した発電による CO2 排出削減		
申請者	デジタルグリッド株式会社		
発電所名	鶴岡市一般廃棄物処理施設		
発電所所在地	鶴岡市宝田三丁目13番6号		
設備容量	3,020 KW		
検証機関名	一般財団法人日本品質保証機構		

申請内容（該当する項目に○をつける）

1. 届出内容の変更 2. 認定の廃止（廃止日： 年 月 日）

変更対象項目	変更前	変更後
申請者	デジタルグリッド株式会社	八千代エンジニアリング株式会社
提出資料	（計画認定時に提出された申請資料のうち変更となる項目を含む資料名を記入の上、当該資料を添付すること）	

変更理由

（変更の経緯を含め詳細理由を記載すること。また、内容変更年月日、誤りを確認した年月日を併せて記載すること。）

デジタルグリッド株式会社における業務遂行上の体制維持等に関わる課題のため同施設からの環境価値調達を撤退し、八千代エンジニアリング株式会社が引き継ぐことになった。

※申請者を変更する場合には、押印欄を追加して 新旧の申請者名記載し、捺印すること

以上

制度管理者

グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証委員会 御中

グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度利用に伴う誓約書

2024年 9月 5日

(申請者) 八千代エンジニアリング株式会社
(役職) 取締役執行役員 事業開発本部長
(代表者氏名) 山中 健二郎



グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度利用約款の内容を確認のうえ、これに従うことを誓約いたします。

グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度利用約款

(本約款の目的)

第1条 本約款は、第2条第3項に定める基本文書に基づき、同条第1項に定める制度利用者と同条第2項に定める制度管理者との関係を規定するものである。

(定義)

第2条 本約款において、制度利用者とは以下の各号のいずれかに該当する者を意味する。

- 一 グリーンエネルギーCO₂削減計画認定申請者及びグリーンエネルギーCO₂削減相当量認証申請者
- 二 検証機関
- 三 前二号に掲げる者のほかグリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度管理システムにおける保有口座開設者

2 本約款において、制度管理者とは経済産業省及び環境省をいう。

3 本約款において、基本文書とは、以下の各号に定める規則、規程、規約及びその他の文書を意味する。

- 一 グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度運営規則
- 二 グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証委員会により制定される文書

4 本約款において、特段定義されていない用語については、基本文書で定義された意味を有する。

(制度利用における事項に関する合意)

第3条 制度利用者は、グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度を利用するにあたり、本約款及び基本文書の内容を確認の上、これに従うことを誓約する。また、本約款及び基本文書の最新の内容について確認するとともに、かかる内容に変更、改廃等があった場合には、当該変更、改廃が施行される日以降（ただし、グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証委員会が特に必要と認めた場合には、当該変更、改廃について遡及的に）、その内容に従うことを誓約する。

2 前項に加えて、制度利用者は、グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度を利用するにあたり、グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度における評価の対象となったグリーンエネルギーCO₂削減相当量が、他の類似制度において二重に評価される事態（以下「ダブルカウント」という。）を回避するために、以下の事項に合意する。

- 一 グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度を認証又は償却する際は、ダブルカウントを避けるための所要の措置を講ずること。
- 二 ダブルカウントが生じていることを制度管理者が把握した場合は、制度利用者に対してダブルカウントを是正する以下の措置を40営業日以内に講ずることを求めることができる。

ダブルカウントが発覚した場合には、グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度又は他の類似制度に基づき発行される温室効果ガス排出削減量のいずれか一方を、当該制度に基づく適切な方法により取消（無効化）する。かかる方法が困難である場合は、償却（無効化）されていないグリーンエネルギーCO₂削減相当量を調達したうえで、これを償却する。
- 三 前号にもかかわらず、40営業日以内に是正措置が履行されなかった場合、制度管理者は当該制度利用者の氏名等を公表するとともに、グリーンエネルギーCO₂削減相当量を調達の上、償却を行うことができる。当該制度利用者はこれに要した一切の費用を制度管理者に補償しなければならない。

（個人情報）

- 第4条 制度管理者は、個人情報について、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」を参照し、「個人情報の保護に関する法律」を順守する。
- 2 制度利用者は、制度管理者が、当事業に必要な範囲で、制度利用者の個人情報を関係者に提供することをあらかじめ承諾するものとする。

（基本文書に違反した場合の措置等）

- 第5条 制度管理者は、制度利用者が本約款及び基本文書に違反した場合又は本約款及び基本文書を遵守するのが困難であると認める場合は、当該制度利用者が関与するグリーンエネルギーCO₂削減計画の認定を抹消することができる。また、制度管理者は、当該制度利用者が事象発生以降に新たにグリーンエネルギーCO₂削減相当量の保有・移転・償却を行うことを拒否することができる。

（免責事項）

- 第6条 グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度上の申請、グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度の移転等、グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度の利用に伴い、何らかの経済的・社会的問題等が発生した場合には、全て制度利用者の責任で対処しなければならない。また、グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度の利用によりいかなる損失が生じても、制度管理者及びグリーンエネルギーCO₂

削減相当量認証委員会は責任を負わず、制度利用者は、制度管理者及びグリーンエネルギーCO₂削減相当量認証委員会に対して一切の責任分担を求めないものとする。

(約款の変更等)

第7条 制度管理者は、予告なく本約款を改訂することができ、また、特約を別に定め、また改訂することができる。また、約款等を制定又は改訂したときは、グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度のホームページ上にすみやかに記載する。

2 本約款等に定めがない場合は、制度管理者の指示に従うものとする。

(本制度の変更、中止又は終了)

第8条 グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度は、制度管理者の政策変更により、いつでも制度の一部又は全部を変更、中止又は終了することができる。この場合、資源エネルギー庁のホームページへの掲示により、事前にその旨を告知することとする。

2 前項に基づき制度が変更、終了又は中止されたことにより制度利用者に損害等が発生しても制度管理者及びグリーンエネルギーCO₂削減相当量認証委員会は一切責任を負わない。

(本制度からの離脱)

第9条 制度利用者は、制度管理者との協議の上合意した場合には本制度から離脱することができる。

2 制度利用者は、前項に基づく本制度からの離脱以降は、本約款及び基本文書に基づく権利を有さず、かつ、義務を負わない。ただし、性質上当該制度利用者が引き続き負う必要があると制度管理者が認める義務についてはこの限りではない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第10条 本約款の準拠法は、日本法とする。

2 本約款及び特約に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

1. 本約款は、2012年1月17日から施行する。

検証結果報告書

2024年 9月 20日

八千代エンジニアリング株式会社
取締役執行役員 事業開発本部長
山中 健二郎 殿

東京都千代田区神田須田町1-25
JR 神田万世橋ビル
一般財団法人日本品質保証機構
理事 浅田 純男



一般財団法人日本品質保証機構は、八千代エンジニアリング株式会社が作成した「認定グリーンエネルギーCO₂削減計画の変更申請書」(排出削減事業の名称:廃棄物を利用した発電による CO₂ 排出削減(2024年9月5日)について、「グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度運営規則」(2024年3月8日経済産業省・環境省)に基づいて独立の立場から検証を行った結果、別添「検証結果概要書」のとおり、全ての点において適正であると認めます。

検証結果概要書

一般財団法人日本品質保証機構

1. グリーンエネルギーCO₂削減計画の概要

グリーンエネルギーCO ₂ 削減計画名	廃棄物を利用した発電による CO2 排出削減
グリーンエネルギーCO ₂ 削減計画申請者名	八千代エンジニアリング株式会社
事業実施場所	鶴岡市宝田三丁目 13 番 6 号
事業の概要	鶴岡市一般廃棄物処理施設
グリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量の計画	計画変更段階では保有予定者名は全て未定。
事業期間	計画変更日～
方法論	P003-1 バイオマス発電（鶏糞、バガス等）

2. 検証結果

○認定済みグリーンエネルギーCO₂削減計画の名義変更。

認定番号 23-B1-001 認定日 2023 年 10 月 13 日

○2024 年 9 月 1 日付にてグリーンエネルギー認証制度における当設備の証書発行事業を、デジタルグリッド株式会社より八千代エンジニアリング株式会社が継承したことによるもの。

○認定済みグリーンエネルギーCO₂削減計画においての証書発行事業者以外の変更はなく、方法論等は従来通りである。

上記のとおり、本申請に基づく、グリーンエネルギーCO₂削減計画がグリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度運営規則に定める要件および方法論に適合しているものと判断できる。

(添付資料)

- 1) 認定グリーンエネルギーCO₂削減計画の変更申請書
- 2) 認定通知書（グリーンエネルギーCO₂削減計画の認定について）
- 3) グリーン電力認定済発電設備の名義変更申請書
- 4) グリーン電力発電設備認定証